

郵送による指名通知の廃止について (お知らせ)

令和 5 年 12 月
長門市企画総務部監理管財課

市では、令和 5 年 8 月 10 日以降の入札公告又は、指名通知を行う案件から電子入札を実施していません。

これにより、電子入札システムへの利用者登録を済ませられた業者の方には、電子入札システムから指名通知を送信するとともに郵送による指名通知を行っていましたが、令和 6 年 1 月 1 日以降に指名通知を行う案件から、郵送による指名通知を廃止します。

また、電子入札システムへの利用者登録を済まされていない業者の方には、電子入札システム以外の方法により、指名通知を行います。

1 電子入札の対象案件

(1) 設計金額 130 万円を超える建設工事の入札

(2) 設計金額 50 万円を超える測量・建設コンサルタント等業務委託の入札

※上記の業務以外の業務委託、物品調達等の入札は電子入札の対象外となります。

2 郵送による指名通知の廃止時期

令和 6 年 1 月 1 日以降の電子入札対象案件に係る指名通知を行うものから適用します。これにより、郵送による指名通知は廃止となり、電子メールのみとなります。

3 電子入札システム以外からの指名通知の送信

電子入札システムの利用者登録を済まされていない業者の方には、入札参加資格申請書に添付された、入札参加資格申請総括表のメールアドレス宛に指名通知を送信します。

指名通知を受領された業者の方は、送信元のアドレス宛に指名通知を受理した旨を返信願います。

また、令和 6 年 3 月 31 日までは、電子入札への移行期間としていますが、これ以降については電子入札システムを利用されない理由を確認します。紙入札を含め入札に参加したことのある業者の方は、電子入札システムへの利用者登録をお願いします。

4 条件付一般競争入札への参加

条件付一般競争入札は、指名競争入札とは異なり指名通知を行いません。

条件付一般競争入札への参加を希望される業者の方は、各自において市ホームページの「条件付一般競争入札の公告情報について」をご覧ください。